

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第5号

令和4年9月1日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和4年9月20日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会  
委員長 豊嶋直美



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

37,245人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

332,777人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	176,938人
長岡市	74,327人

三条市	26,884人
柏崎市	22,930人
新発田市	26,895人
小千谷市	9,703人
加茂市	7,456人
十日町市	14,350人
見附市	11,229人
村上市	16,531人
燕市	22,175人
糸魚川市	11,659人
妙高市	8,801人
五泉市	13,824人
上越市	52,578人
阿賀野市	11,632人
佐渡市	14,949人
魚沼市	9,825人
南魚沼市	15,173人
胎内市	8,017人
聖籠町	3,784人
弥彦村	2,212人
田上町	3,275人
阿賀町	3,024人
出雲崎町	1,219人
湯沢町	2,317人
津南町	2,603人
刈羽村	1,230人
関川村	1,503人
粟島浦村	97人